

平成 31 年度愛媛県戦略的情報発信プロジェクト公式 SNS 運用
業務に関する措置請求

(受付日：令和 3 年 4 月 15 日)

1 請求内容（要旨）

愛媛県知事が、平成 31 年度愛媛県戦略的情報発信プロジェクト公式 SNS 運用業務に係る業務委託料として、(株)エス・ピー・シーに対して、令和元年度分として支出した 6,999,300 円の返還を命じることを怠る行為は違法である。

よって、本件請求人は、同社に対し上記金額を愛媛県に返還するよう命じることを求めるほか、違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該損害を補填させる等の必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告することを愛媛県監査委員に求める。

また、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

本件請求は、請求人の主観的な見解に基づく自論を展開するのみで、監査の端緒となり得るような違法又は不当とする具体的理由及び客観的根拠の摘示などがなく、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する要件を欠いており、これ以上、補正の余地も認められないことから、不適法な請求であると判断する。

なお、請求人が求めている個別外部監査契約に基づく監査は、地方自治法に基づく適法な請求であることが前提であるから、本請求について個別外部監査契約に基づく監査を行うことが相当か否かの判断は行わない。